

「ロクラクⅡ」に関して、原告の主張を認め被告の行為を複製行為であるとした第一審判決が取り消された。		著作権法 放送事業者の 複製権
事件番号 (裁判所)	平20(ネ)第10055号 (知財高裁)	
判決言渡日 (判決)	平21・1・27 (認容)	
原告	株式会社日本デジタル家電	
被告	NHK, 在京キー局(日本・TBS・フジ・朝日・テレビ東京)、静岡第一テレビ、テレビ静岡、静岡放送、	
キーワード	クラブキャッツアイ事件 カラオケ法理 利用者の複製行為	
関係条文	著作権法第21条 同第98条	担当 船本康伸

事件の経緯 第一審被告(侵害者)は、「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」という名称で、ハードディスクレコーダ「ロクラクⅡ(親機・子機の2台1組)」のうち、日本国内に設置した親機でテレビ放送に係る放送波を受信・録画し、海外居住者である利用者に譲渡した他の1台(子機)で、日本国内で放送されるテレビ番組の視聴を可能にするサービスを提供していた。第一審で東京地方裁判所は、「クラブキャッツアイ事件」の「カラオケ法理」昭和63年3月15日最高裁第三小法廷判決を適用し、第一審被告(控訴人)の行為を著作権法第21条に規定する複製権及び同第98条に規定する著作隣接権を侵害するものであると認定した(著作権者勝訴)。第一審被告(控訴人)は、上記第一審判決を不服として知財高裁に控訴した。

控訴人(第一審被告)の主張 本件サービスにおいて、子機ロクラクを自由に操作し、好みのテレビ番組につきタイムシフト視聴を実現しているのは、利用者のみであり、子機ロクラクを操作するかしないかは、全て利用者の意思に委ねられているのであるから、カラオケ法理を無制限に拡張して、侵害者が主体的に録画・視聴に関与しているとの評価を行うことは、行き過ぎである。

被控訴人(第一審原告)の主張 原判決の判断手法は正当であり、クラブキャッツアイ事件最高裁判決に沿ったものであり正当である。

判決 控訴審判決では、著作権者が主張する各事情は、いずれも、侵害者が

本件複製を行っているものと認めるべき事情ということはできなと判断し、第一審判決を覆した。

評釈 原判決は、クラブキャッツアイ事件判決（カラオケ法理）を適用し原審被告の行為を著作権侵害と判断したが、第二審はこれを適用せず、産業政策的見地から、控訴人（原審被告）の行為を著作権侵害と認定しなかった。控訴審が産業政策的見地を採用したのは以下の理由から判る。「我が国と海外との交流が飛躍的に拡大し、国内で放送されたテレビ番組の視聴に対する需要が急増する中、デジタル技術の飛躍的進展とインターネット環境の急速な整備により従来技術の上記のような制約を克服して、海外人いながら我が国で放送されるテレビ番組の視聴が時間的にも経済的にも著しく容易になったものである。そして、技術の飛躍的進展に伴い、新たな商品開発やサービスが創生され、より利便性の高い製品が需要者の間に普及し、家電製品としての地位を確立していく過程を辿ることは技術革新の歴史を振り返れば明らかなところである。本件サービスにおいても、利用者における適法な私的利用のための環境条件等の提供を図るものであるから、かかるサービスを利用する者が増大・累積したからといって本来適法な行為が違法に転化する余地はなく、もとよりこれにより被控訴人らの正当な利益が侵害されるものではない。したがって、本件サービスにおいて、著作権法上の規律の観点から、サービス利用者による本件複製をもって、これを控訴人による複製と同視することはできず、その他、控訴人が本件複製を行っているものと認めるに足る事実の立証はない。」

本件は最高裁に上告され現在審理中である。

（クラブキャッツアイ事件最高裁判決）

著作権又は著作隣接権を侵害する者として責任を負う主体が、単に物理的外形的な観点のみから判断されるべきではなく、法律的な観点から種々の事情を踏まえて判断されるべきである。

簡単にいえば、スナックで、客「カラオケ利用者」が著作権を侵害した際には、「その場」（スナック）を提供した者（スナック経営者）も侵害者とされる。カラオケスナックの営業上の利益の増大を意図する経営者の管理の下で行

われる客の歌唱の主体として、経営者が演奏権の直接侵害の責任を負う旨を判示した。